

## 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 QA(事業者向け)

- 1 補助金について (1～4 ページ)
- 2 宿舎(対象施設)について (4～5 ページ)
- 3 対象となる保育士について (5～7 ページ)
- 4 事務手続き等について (7～10 ページ)

### 1 補助金について

(1) 補助金助成期間等について。

- ・ 本事業は単年度の事業です。利用には毎年度申請が必要になります。
- ・ 4月以降に申請のあったものから受け付けます(通年受付)。
- ・ 各月毎に提出期限を設けてあります。詳細は、HPにてご確認ください。

(2) 申請より前に支払った賃借料等は対象になるのか？

- ・ 対象となりません。申請のあった月からが補助対象となります。

(3) 敷居金、礼金、更新料は補助対象となるか。

- ・ 対象外のため、補助金の申請はできません。

(4) 宿舎の敷地内にある駐車場代や駐輪場代は補助対象となるか。

- ・ 対象外のため、補助金の申請はできません。

(5) 保育士本人が、一部家賃を支払っている場合はどうか？

- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担している場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。※1,000円未満は切り捨てるものとします。

(例1)

家賃	100,000円
本人負担	10,000円
補助対象	90,000円

補助対象は90,000円ですが、上限が82,000円となりますので、助成金額は82,000円の3/4となります。

(例2)

家賃	80,000円
本人負担	20,000円
補助対象	60,000円

補助対象は60,000円なので、助成金額は60,000円の3/4となります。

(6) 5/1付採用の保育士で、4/1に入居した場合、4月分は補助の対象となるか？

- ・ 4月中は常勤保育士として雇用していないため、4月分の賃借料等は助成の対象にはなりません。
- ・ 当該補助制度は、①宿舎を事業者等が借上げ、②条件を満たした保育士が入居して(住民票の異動日)からが、助成の対象となります。

(7) 年度途中で、退職もしくは宿舎を出る場合はどうなるのか。

- ・ その段階で、補助は打ち切りとなります。(月途中の退職または退去の場合は、前月までの補助となります。)速やかに変更申請をしてください。

(年度途中で、別宿舎に転居する場合は、変更申請を提出いただけますと転居後の宿舎も補助対象となります。)

(8) 申請を行っていない保育士の入居日が、月途中だった場合の補助金はどうか？

- ・ 本事業の補助対象期間は月単位となります。申請を行っていない保育士が月途中に入居する場合は、該当月の翌月より補助対象となります。

(9) 日割り計算はできるのか？

- ・ 原則、日割り計算はできません。ただし、宿舎間での転居で条件を満たした場合のみ、日割り計算が可能です。

(10) 月途中で宿舎間で転居した場合の補助金はどうか？

- 以下の条件をすべて満たした場合、日割り計算が可能になります。  
計算にはHPに掲載されている、『横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業日割り額・実支払額比較計算表』をご利用ください。
  - ア 転居前施設の契約期間と転居後施設の契約期間が連続すること
  - イ 転居前施設から転居後施設へ住民票を適切な日にちに異動していること
  - ウ 転居が事由となる変更申請を申請期間内に提出すること

≪補助対象にならない事例≫

例1：年度払いの法人において、対象保育士が7月15日に転居。転居前施設の契約期間（～7/14）と転居後施設の契約期間（7/15～）が連続し、住民票も7月15日に異動しているが、該当する変更申請提出期間内（8月末まで）に申請しなかった場合。

⇒転居前施設は6月まで補助対象。7月以降は補助対象外。次回の変更申請提出期間（11月中）に変更申請を提出した場合は、9月から転居後施設において補助対象となる。

例2：転居前施設の契約終了日が5月2日であり、転居後施設の契約開始日が5月4日である場合。

⇒転居前施設と転居後施設の契約期間が連続していないため、転居前施設は4月末で補助終了。転居後施設は6月1日から補助開始となる。

(11) 契約更新等で賃借料、共益費（管理費）の金額が変更になった場合はどうか？

- 補助金が増額する場合、変更申請があった期間から増額します。変更申請の申請期間を過ぎた分については、遡及して増額にはなりません。
- 補助金が減額する場合、申請期間を問わず減額があった月から減額の対象になります。
- 月途中での金額変更の場合、該当月の賃借料、共益費（管理費）は貸主から示された金額を計上します。

(12) フリーレントの場合はどうなるのか。

- フリーレントの該当期間は補助対象になりません。ただし、フリーレントの対象が賃料のみの場合は、共益費（管理費）は補助対象になります。
- フリーレントが月途中までの場合、該当月の賃借料、共益費（管理費）は貸主から示された金額を計上します。

(13) 補助金の支払方法について

- ・ 補助金の支払いは、年度末の実績報告に基づく支払となります。
- ・ ただし、四半期ごとの支払いもできます。その場合は、補助金申請時に「横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書」の「2 補助金交付の時期」を四半期払いと選択のうえ、提出ください。
- ・ 原則、支払方法の変更は出来かねます。
- ・ 四半期払いを選択の場合、各四半期終了後 15 日以内に、実績経過報告書及びその他添付資料の提出が必要です。

(14) 当事業は宿舎を貸すという現物給付になると聞いたが、保育士の所得税の取扱いはどうなるのか？

- ・ 最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 2 宿舎（対象施設）について

(15) 年度途中で賃貸借契約が終了する場合について。

年度途中で賃貸借契約が終了する場合、申請時点で契約を更新予定であれば、契約更新見込みとして3月31日までの申請が可能です。「(35) 年度途中で賃貸借契約が終了する場合の申請について」を参照ください。申請等の詳細は別紙『横浜市宿舎借り上げ支援事業の手引き』をご確認ください。

(16) 年度途中で、別宿舎に転居する場合はどうなるのか。

- ・ 別宿舎でも本事業を申請することが可能であるため、変更申請してください。
- ・ 月途中の転居については、「(10) 宿舎間で転居した場合の補助金はどうか？」を参照ください。

(月途中での転居等で、月内に2戸以上の補助対象施設に居住する場合は、旧物件で算出した補助金額と新物件で算出した補助金額の合計の上限は、61,000円となります。)

(17) 市外に横浜市内の保育所に勤める職員用の宿舎を借り上げた場合、対象になるのか？

- ・ 原則市内の物件が対象です。
- ・ 市外物件の場合は、事業実施者として、なぜ市外物件を宿舎としたのか等を説明する、理由書を提出していただきます。（様式例はHPに掲載しております。）

(18) 職員が個人契約している物件を法人名義にした場合、対象になるのか？

- ・ 法人名義に変更し、名義変更後の賃借料等を法人が支出した場合、対象になります。
- ・ なお、名義変更が可能かどうかについては、貸主にご相談ください。

(19) シェアハウスなど複数人で居住していた場合、補助はどのようになるのか？

- ・ シェアハウスの場合は代表者（対象となる保育士）を1名申請してください。
  - ・ 1戸当たり上限82,000円の3/4を補助します。
- 例：次の2人で所有している場合、補助額はどうか？
- A 勤続11年目
  - B 勤続3年目
- ・ Aさんは補助対象外です。しかし、当該施設に補助対象保育士Bさんが居住しているので、Bさんが補助対象となる期間は上限82,000円の3/4を補助します。

### 3 対象となる保育士について

(20) 補助対象者の人数に制限はあるか。

- ・ 現行では、人数制限は設けておりません。

(21) 事業者が、雇用する保育士へ住居手当を支給している場合はどうか？

- ・ 補助対象期間において、保育士本人へ住居手当が支給されていないことが補助対象保育士の条件です。

(22) 市内にある宿舎に居住しているが、市外にある保育所に勤務している場合は、対象になるのか？

- ・ 対象になりません。

(23) 保育所を運営する事業者採用されて11年目になる保育士が、同じ事業者が運営する他の園に異動して1年目という場合、対象になるのか？

- ・ 補助対象となる保育士は、事業者採用されてから10年目の会計年度末までの保育士となります。
- ・ 同事業者採用されて11年目になる方は、異動して、新たな保育所では1年目であっても本事業の対象外となります。

(24) 常勤であれば、パートでも良いのか。また、施設長でもいいのか？

- ・ 1日6時間以上かつ月20日以上保育に従事していれば、雇用形態は問いません。パートの場合も利用できます。
- ・ 施設長等は対象外です。  
※小規模保育事業にて、保育責任者と管理者を兼務している場合も補助対象外となります。保育責任者と管理者を兼務していない場合でも、園長業務を行っている保育士は補助対象外となります。

(25) 現在採用11年目の保育士資格を所有していない職員がいる。保育士資格を取得したら、対象となるのか？

- ・ 常勤保育士として新たに雇用されることになれば、補助対象となります。

(26) 市外にある保育所に勤務している人と市内にある保育所に勤務している人が同じ部屋で暮らしている場合は？

- ・ 市内保育所に勤務する保育士が、条件に合致する場合は補助対象となります。

(27) 単身者でないといけないのか？（同居の親族等がいる場合。）

- ・ 単身者でなくても構いません。（同居の親族等がいる場合でも構いません。）
- ・ どのような場合でも、事業者の負担が1/4は生じるので、宿舎に入居していただく方については、よくご検討ください。

(28) 産休中や育休中、休職中は対象となるか？

- ・ 常勤保育士として雇用契約が継続されている場合は、対象となります。

(29) 看護師や栄養士は対象となるか？

- ・ 対象になりません。

(30) 新卒採用で保育士証がまだ届いていないが、どうすればよいか。

- ・ 保育士資格取得見込証明書でも可とします。ただし、保育士証取得後、保育士証の写しと計画書(第2号様式)を速やかに提出してください。

**【提出方法：電子メール】**

- ・ 計画書(第2号様式)は保育士証番号を入力し、Excel形式で提出してください。
- ・ 電子メールの本文中に保育士証番号を入力した旨を記入してください。

(31) 保育士（保母）資格証明書を挙証資料として提出した場合、補助対象開始日はいつからになるか。

保育士（保母）資格証明書は挙証資料として提出できません。保育士証が必要です。従来は養成校で資格を取得した証明書があれば保育士として働くことができました。しかし、平成15年の児童福祉法改正以降は、保育士登録が必要となり、保育士証の発行が必須となったために、保育士証の交付を受けて初めて、保育士として業務に従事することが可能となりました。保育士証に記載の登録年月日の日付をもって、本事業の対象である保育士となるため、ご注意ください。

【参考 登録事務処理センターHP（保育士の定義）】

<https://www.nippo.or.jp/hoikushi/center/definition.html>

#### 4 事務手続きについて

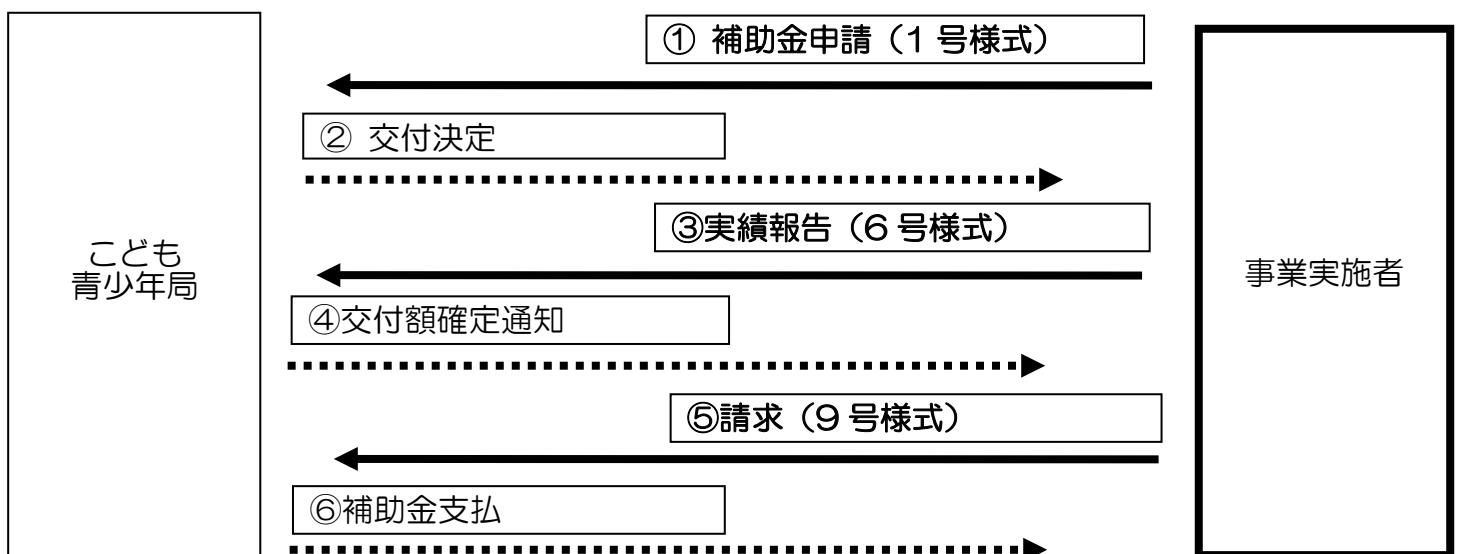
(32) 申請は園ごとに行うのか？

- 申請者は事業者単位です。

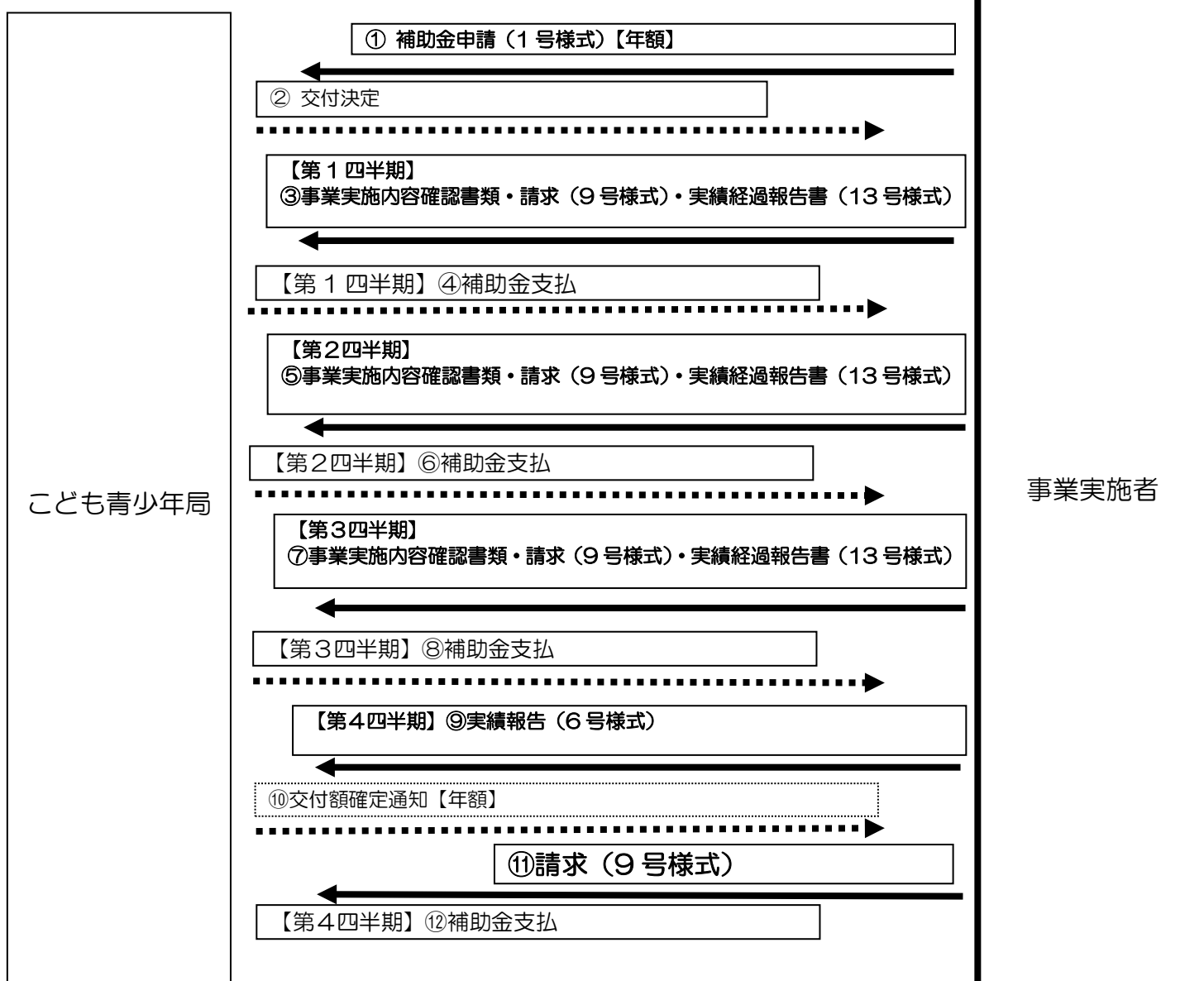
(33) 補助金交付までの事務手続きはどうか？

- 手続きの流れは、次のとおりとなります。  
(1) 年度末請求による支払と (2) 四半期毎の請求による支払のいずれかができます。

(1) 年度末実績報告による支払



(2) 四半期払いによる支払





(34) 提出する書類についてはどのようなものがあるのか？

それぞれ、次のとおりです。ただし、以下の表中に記載された書類のほか、「市外宿舎が必要な理由書」、「日割り計算書」、「履歴事項全部証明書」等が必要な場合は、状況に応じて追加でご提出ください。

・ **新規申請** (新規で補助事業を始める場合)

	必要書類	注意事項
1	補助金交付申請書 (第1号様式、別紙1・2)	
2	計画書 (第2号様式)	※要署名
3	収支予算書 (第3号様式)	
4	不動産賃貸借契約書 (写し)	
5	保育士証 (写し)	申請時は、保育士資格取得見込証明書でも可。ただし、取得後速やかに提出ください。

・ **変更申請** (新規申請の内容に変更がある場合)

	必要書類	注意事項
1	交付変更申請書 (第10号)	
2	補助対象保育士一覧表 (第1号様式別紙2)	追加変更がある場合のみ提出
3	計画書 (第2号)	※要署名
4	収支予算書 (第10号別紙)	
5	不動産賃貸借契約書 (写し)	追加変更や契約更新がある場合のみ提出
6	保育士証 (写し)	追加変更がある場合のみ提出

・ **実績経過報告** (四半期払いのみ)

	必要書類	注意事項
1	実績経過報告書 (第13号様式)	
2	請求書 (第9号様式)	※要押印 (代表者印)
3	物件借上げに係る経費支払書 (領収書等) (写し)	※別紙『様式の提出及び記入方法について』(4～5ページ)をご覧ください。

・ **実績報告**

	必要書類	注意事項
1	実績報告書 (第6号様式)	
2	実績報告書 (第6号様式別紙)	※要署名
3	収支決算書 (第7号様式)	
4	不動産賃貸借契約書 (写し)	申請時と変更がない場合、提出は不要です。
5	物件借上げに係る経費支払書 (領収書等) (写し)	※別紙『様式の提出及び記入方法について』(4～5ページ)をご覧ください。
6	保育士証 (写し)	申請時と変更がない場合、提出は不要です。 ※申請時に保育士資格取得見込み証を提出している場合は、保育士証を必ず提出ください。 ※申請後に氏名変更の手続きを行っている場合は、変更後の保育士証を提出ください。

(35) 年度途中で賃貸借契約が終了する場合の申請について。

年度途中で賃貸借契約が終了する場合、申請時点で契約を更新予定であれば、契約更新見込みとして3月31日までの申請が可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

(1) 更新契約書について

実績報告書提出時（ただし、四半期払いの場合は四半期ごとの請求時）までには、更新契約書一式の写しの提出が必要です。必ずご用意ください。

(2) 第2号様式について

該当者の2号様式の「年度内更新予定」欄で、更新の有無と更新月を選択してください。更新月は契約期間終了日の翌日が属する月を入力ください。

Ex) 契約終了日「5月30日」→更新月「令和4年5月」

契約終了日「5月31日」→更新月「令和4年6月」

(3) 更新しなかった場合について

更新契約見込みで申請したものの、何らかの事情で更新をしなかった場合は、速やかに変更申請が必要です。申請書類の提出期限につきましては、HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

(36) 住民票の提出について

申請における住民票の提出は不要です。ただし、補助対象期間中は該当の宿舎に住民票が置かれている必要があります。住民票の状況については、必ず事業者が確認してください。なお、代替資料として、2号様式及び6号様式別紙に設ける確認欄に保育士の署名いただいております。

また、必要に応じて、本市が住民票の調査を行い、補助申請の内容と事実が異なる場合には、補助金の返還を求める場合もございますのでご注意ください。

新規申請、変更申請、実績報告書等の書類における事務手続きの詳細は、『横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 様式の提出及び記入方法について』『提出期限一覧表』などHP掲載資料と併せて御確認ください。